

千葉市地域公共交通活性化協議会の会議の傍聴に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第2条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の決定)

第3条 協議会は、傍聴者を会議の当日に先着順により決定する。

2 協議会は、傍聴者に対し傍聴要領（別記様式）を配付するものとする。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案し、その都度決定するものとする。

(傍聴席の指定)

第5条 傍聴者は、あらかじめ決められた傍聴席で会議を傍聴するものとする。

附則

この要綱は、令和元年10月16日から適用する。

別記様式

傍聴要領

千葉市地域公共交通活性化協議会

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順に行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) 会議場において、傍聴者は、携帯電話で会話をしないでください。
- (8) 会議場において、携帯電話は、電源を切るか又は、マナーモードにしてください。
- (9) その他会議の支障となる行為はしないでください。

3 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。